

産業構造審議会 保安・消費生活用製品安全分科会

高圧ガス小委員会（第31回）

議事録

日時：2026年3月11日（水）15：00～17：00

場所：経済産業省本館 9階技保審室（東1-1）／WEB会議

議題：

1. 開会

2. 審議事項等

制度整備・運用見直し等の取組状況について

高圧ガス事故の状況、重大事故及び法令違反件数について

民間規格評価機関の評価について

認定高度保安実施者制度の認定状況及び来年度の認定スケジュールについて

産業保安を巡る環境変化を見据えた中長期的な安全確保に向けて

産業保安に関する自主行動計画のフォローアップ（配布のみ）

その他

3. 閉会

○牟田室長 では、定刻となりましたので、ただいまから第31回高圧ガス小委員会を開催いたします。

本日の会議はハイブリッド形式での開催となります。また、本日の会議もYouTubeの経産省チャンネルで放送されていますので、御承知おきください。

本日の会議はハイブリッド会議ですので、会議の配信資料につきましては、現地で御出席の皆様はiPadを御利用ください。御不明なことが生じましたら随時お知らせください。Teamsで御参加の皆様は、事務局から事前にお送りしたPDFの資料を御参照願います。モニターにも説明に沿って配信資料を表示いたしますので、こちらも併せて御参照ください。

御発言については、現地で御出席の皆様は御自身のプレートを縦にしてください。委員長が指名をした後に御発言ください。発言いただいた後にプレートをお戻しください。Teamsで御発言される場合は、Teamsのチャット機能にて御発言意思の表示をお願いいたします。お名前、指摘する資料のページなどを投稿してください。順番に指名させていただきますので、指名のあるまではミュートのままでお願いいたします。

事務局に連絡が必要な事態が発生しましたら、Teamsのチャット機能か、あらかじめ御連絡させていただいている緊急連絡先に御遠慮なくお電話を頂ければと思っております。何か問題や御不明な点等が生じましたら随時お知らせいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事に移ります。議事進行につきましては、辻委員長にお願いいたします。

○辻委員長 それでは、辻のほうで進行を務めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、事務局より会議定足数の報告、議事の扱いの確認をお願いいたします。

○牟田室長 それでは、定足数の確認をいたします。本日は辻委員長、加藤委員が対面でお出席をされ、荒木委員、岡崎委員、鎌田委員、倉貫委員、鈴木佐夜香委員、鈴木修平委員、中条委員がオンラインでお出席されており、日吉委員が御欠席との連絡を受けております。

したがって、全委員10名中9名の御出席をいただいておりますので、小委員会の定足数に達していることを御報告いたします。

本日の会議につきましてはYouTubeにて同時中継しておりますが、議事録につきましては

は、委員の方々の御確認をいただいた上でホームページ上に公開することとさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○辻委員長 ありがとうございます。

それでは、早速議事に入ります。まず、事務局から議題の1番目、2番目について説明をいただきまして、質疑を行います。次に議題3、議題4を御説明いただいて、質疑を行い、議題5について説明いただいて、最後にまとめて質疑を行うという形にしたいと思えます。

それでは、議題の1番目、「制度整備・運用見直し等の取組状況について」、2番目として「高圧ガス事故の状況、重大事故及び法令違反件数について」に関しまして、資料1及び資料2に基づき事務局から説明をお願いします。

○牟田室長 承知しました。それでは、御説明させていただきます。

まず、議題1につきまして、資料1を御覧ください。「制度整備・運用見直し等の取組状況について」でございます。

次のページお願いいたします。本日の御説明させていただきますのはこちら5つの内容となっております。

次のページお願いいたします。1つ目が特別充填許可に係る制度運用の明確化でございます。こちら高圧法では、高圧ガスを容器に充填する場合は、容器検査を受けて合格していただくということが必要でございますが、それ以外の方法といたしまして、特別充填許可制度といたしまして、経済産業省、又は自治体等が特別に許可した場合には、容器検査を受けていない容器にも高圧ガスを充填することができるという制度がございます。

この制度に関しまして、複数の自治体においてする場合等の各自治体において手続が発生いたしますので、それを簡素化できないかという御要望がございまして、右下に載せてございますが、規制改革実施計画で対応を計画しているところでございます。平成29年でございましたが、その後調整を進めてまいりまして、今回手続の簡略化につきまして具体的な対応を調整いたしましたので、御報告させていただくものでございます。

具体的な内容、2ぽつでございまして、まず1つ目が事業者、申請者の方の対応でございまして、複数の自治体に申請する場合は、全ての充填予定の事業所の所在地名を明記する。また、過去に既に許可を得ている場合は、その申請時の資料を添付するといったことをして申請することも可能であるということを通達で明示したというところでございます。

次に、許可者、自治体側の対応につきましては、迅速な判断を目的とした情報交換を円滑化するために、ほかの自治体等の検討状況について情報共有等を受けることを推奨するという通達で明示したいと思っております。

こういった形で申請者側、また自治体側の対応を見直すことで、手続の迅速化を実現できるかと思っております。

もう一つのポイントは、申請の申請者と実際の充填者が異なる場合の運用の明確化でございます。具体的なイメージとしましては、メーカーが申請されて、実際に充填するのは消費者というパターンでございます。こういった場合につきましては、安全に充填できる体制が確保されていることを許可者が申請者に確認することを推奨するという通達で明示したいと考えております。以上が1つ目の内容でございます。

次のページお願いいたします。こちら充填容器等の温度管理の性能規定化でございます。現状、一般則等の技術基準におきまして、充填容器等を40℃以下に保つことを規定しております。この趣旨は、40℃という温度そのものによる危険ではなく、温度上昇に伴う圧力の異常な上昇による危険への対処でございます。こういった趣旨を踏まえまして、今回40℃という仕様規定を圧力の異常な上昇への対処という性能規定に変えるという性能規定化したいと考えております。

具体的な内容は2点でございますが、40℃以下に保つことという仕様規定を削除しまして、代わって容器内の圧力が異常に上昇しないよう適切な温度に維持できる適切な措置を講じることの性能規定を整備したいと考えております。

今回の性能規定を踏まえた具体的な対応でございますが、既に具体的な対応につきましては基本通達におきまして、屋根・障壁・散水装置を設けることや、直射日光を遮り、通風を確保することを例として示したところでございまして、この部分を変えませんが、引き続き現場における具体的な措置といたしましては、これらを引き続きやっていただくということを考えております。

また、基本通達におきまして、夏場の外気温の上昇等によりまして、容器の温度が40℃を超えることが想定される場合に、特に上記の措置が必要であることを明確化する。また、こういった場合に安全弁が作動しないよう容器を管理することが必要であることも併せて基本通達において明確化したいと考えております。

また、特殊高压ガスにつきましては、反応性が高い等の特徴がございますので、特にその物性を考慮することを基本通達において明確化したいと考えております。

次のページを御覧ください。こちらは今回の性能規定化に当たりまして、過去の気温上昇に伴う漏えい事故を集計、分析したものでございます。

左下を御覧いただきますと、過去15年間に130件程度でございまして、その半分超が液化炭酸ガスの噴出・漏えい事故だったということが分析の結果分かったものでございます。

右下を御覧いただきますと、特に夏場、7月、8月をピークとしまして、夏場に気温上昇による噴出、漏えい、安全弁の作動事故が多くなっているということが分かったところでございます。ですので、今回の分析結果を踏まえまして、液化炭酸ガスの充填容器の温度管理につきまして、改めてこういった形で周知したいと考えてございます。

こちらに記載させていただいてございますとおり、夏場を中心に直射日光の当たる屋外に保管又は駐車中の車両に積載等している容器が高温により安全弁が作動する事故が多数発生しているという状況でございます。

こういった状況を踏まえまして、液化炭酸ガスの充填容器については、特に御注意をいただきまして、直射日光を遮り、通風を確保する等の温度上昇を防ぐ措置を着実に講じていただきたいと思いますと考えてございます。

また、液化炭酸ガスの容器への充填におかれましては、過充填せずに十分な気相を確保することも重要でございます。こちらにつきましても、法令遵守を御注意いただければと思っております。

また、仮に安全弁が作動し、噴出・漏えいした場合は、自治体等への届出をよろしくお願ひしたいと思っております。

次のページお願いいたします。消火設備用の不活性ガス等の貯蔵に係る安全基準の整備というものでございます。こちらは、ショッピングセンターなどの大型複合施設等では、消防法令に基づきまして消火設備を設ける必要がございます。

その消火剤といたしまして、不活性ガス、例えば二酸化炭素やハロゲン化物の高圧ガスが使用されることがございます。このような高圧ガスを貯蔵する場合、通常一定量以上の場合には設備距離を確保していただくことが必要になりますが、設置空間に制約のございます大型複合施設等におきましては、事実上の設備距離の代替措置といたしまして、容器同士を直接配管でつながないなどの貯蔵についての安全設計が非常に複雑化しているという現状がございます。

こうした状況を踏まえまして、これら消火設備につきまして、消防法令における安全対

策も様々求められているところがございますので、こういったところも考慮いたしまして、保安の確保に必要な措置の考え方を改めて整理・合理化させていただきたいというものでございます。

具体的な内容でございますが、2 ぽつに①から⑤と書かせていただいております、まず容器弁は消火設備作動時間以外は常時閉、②が選択弁が自動的に開となる、③容器弁と選択弁の間に安全装置がある、④滞留しない構造、これは二酸化炭素などが窒息事故につながりますので、換気等をされるということでございます。⑤としまして、人が滞在する場所が炭酸ガスによる消火対象となっていない、つまり警備室といったところは消火対象となっておらず、例えば機械室とか人がいないところをガスで消火していただく。こういう5つの要件を満たすものにつきましては、各容器の貯蔵量を合算して、設備距離を求めるとことはせずにさせていただきたいということを検討してございます。これを基本通達に規定したいと考えてございます。

また、もう一つの対応といたしまして、同一建物内におきまして、保安物件との間に厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り等の遮蔽構造を設けた場合は、通常設備距離は水平方向で取ってございますが、この場合については垂直方向、つまり具体的には例えば地下の駐車場に容器を置かれまして、それに遮蔽構造を設けた場合は、例えば地上2階とか3階の一定距離を垂直方向に取ったところには保安物件を設置するという解釈として明確化したいと考えてございます。

次お願いいたします。こちら高圧ガス製造保安責任者等の資格の免状のプラスチックカード化、手続の合理化でございます。現状、高圧法の資格免状は紙の手帳となっております。これを耐久性や携帯性に優れるプラスチックカード化をさせていただきたいと考えてございます。

また、手続につきまして、現状、資格試験の受験願書に添付するための顔写真、さらに免状に添付するための顔写真ということで、2度受験者の方に顔写真を提出いただいておりますが、手続合理化の観点からこれをまとめて1回にするという制度整備等をさせていただきたいと考えてございます。

こちらにつきましては、本年夏頃を目途に制度改正及びプラスチックカードの免状交付を開始したいと考えてございます。

次お願いいたします。その他でございます、1つ目がコンビ則区域指定の見直しでございます。こちらコンビ則適用対象の区域につきまして、現状では設備の撤去による高圧

ガスの容積減少や、土地利用の変化によって現在では住宅地や店舗となっている区域がございます。こういったところにつきまして、区域指定の見直し、コンビ則区域指定の解除をやっていきたいと思っております。

2つ目が事業所認定の申請方法及び業務フローの合理化でございます。現状、高压法の事業所認定を取る場合、事業所の方はまず各地方の産業保安監督部長宛てに書類を提出していただく。そうしますと、各監督部から経済産業大臣宛てにその書類を申達するという2段階のフローとなっております。これを業務の合理化、手続簡素化の観点から、書類の提出は直接事業所から経済産業大臣宛てにさせていただくという合理化の制度改正をしたいと考えてございます。

なお、これにつきましては、各地域の実情をよく把握してございますのは各地方の産業保安監督部になりますので、産業保安監督部は引き続き地域の実情に応じた事業所からの個別相談等に対応していくということを考えるところでございます。

以上が資料1でございます。

では、続けて資料2、高压ガス事故の状況、重大事故及び法令違反件数につきまして、資料2を用いて議題2の御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、全体像でございます。2025年の事故件数は745件、対前年で73件の減少でございます。また、人身事故は32件、対前年20件の減少でございます。お亡くなりになられた方は2名、対前年1名の減少となっております。B1級以上の重大事故の件数は3件、対前年同でございます。

次のページお願いいたします。全体傾向をグラフにしたものでございまして、緑のバーが全体の件数でございます。25年は745件で、前年から73件の減少でございます。

次のページお願いいたします。次に、現象別の事故件数でございます。青い三角が噴出・漏えいでございます。約9割が噴出・漏えいとなっております。

次のページお願いいたします。こちらは噴出・漏えい以外の事故件数でございます。まず緑のところの破裂・破損が減少、赤の火災も減少でございます。黄色が爆発でございます。昨年からは微増となっております。

次のページお願いいたします。製造事業所の種類別の事故件数でございます。全体の割合としましては、4割程度が青丸の冷凍事業所となっております。また、前年からの変化でございます。赤三角のコンビナートにおいて前年から減少しているとなっております。

次のページお願いいたします。事故の原因分析でございます。まず、黄色い方、ハード面で見えていきますと、腐食管理不良が主要な要因となっております。次に青いところのソフト面でございますが、誤操作・誤判断が主要な要因となっております。

次のページお願いいたします。人身事故件数及び死傷者の人数でございます。まず黄色いバーが人身事故の件数でございます。前年から減少。紫のラインの死傷者の人数の合計も前年から減少となっております。また、2025年にお亡くなりになられた方は2名ということで、詳細は追って御説明いたします。

次のページお願いいたします。こちらB1級以上の重大事故でございますが、その傾向でございます。2025年は3件発生しております。詳細は次のページで御説明いたします。

まず、左側、埋設アセチレンガス容器爆発事故でございます。5月に東京都で発生したものでございます。一戸建て住宅の建設現場におきまして、杭打ち作業中に埋設されていたアセチレン容器を破損させまして、何らかの原因で爆発が発生したものでございます。これにつきましては、経済産業省では、高圧ガスの適切な廃棄等、また高圧ガス容器の適切な管理につきまして、昨年7月31日付でホームページにて注意喚起を実施しております。

次に真ん中の事故でございますが、ガス溶断中の爆発事故、6月に広島県で発生したものでございます。廃品の浮棧橋を溶断していたところ、爆発が発生いたしました。これによりまして、作業員の方1名がお亡くなりになってございます。これに対しては、三原市から事業者に対しまして、浮棧橋の溶断作業を中止いたしまして、安全な方法で対処するよう指導しているところでございます。

3つ目、右端でございますが、三フッ化窒素製造設備爆発火災事故でございます。8月に群馬県で発生したものです。こちら操作する予定のなかったバルブを作業員が誤操作したことによりまして、急激な圧力変化、温度変化が発生いたしました。これによる爆発火災によりまして、作業員のうち1名の方が亡くなりまして、1名が負傷しております。これについては、群馬県から事業者に対しまして、適切な再発防止策を講じること等を指導するというのと、法令の遵守状況について調査、確認を行ったものでございます。結果としては、法令違反までは認められずとなっております。

次のページお願いいたします。最後に、高圧ガス保安法の認定事業所における法令違反でございます。認定事業所は高い保安力が求められてございますところ、2025年は1

事業所において法令違反がございました。これは、法令の理解不足等によるものでございました。法定手続等の適切な実施のため、経済産業省としましては自治体と連携して、引き続き注意喚起・指導等を行っていくと考えてございます。

資料2の説明、以上でございます。

○辻委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの資料1及び資料2の説明につきまして、御意見、質問等を頂きたいと思えます。発言される方は、ネームプレートを立ててください。オンラインの方は、Teamsの手を挙げるのボタンでお知らせください。事務局から指名いたします。

それでは、オンラインで御参加の中条委員、お願いします。

○中条委員 三重県の中条でございます。御丁寧な説明ありがとうございました。私から2点ほどお話しさせていただきたいと思えます。

まず、資料1の3ページ目にあります充填容器等の温度管理の性能規定化についてでございますが、今までも温度40℃が規則に明記されておりまして、制定趣旨を考えますと今までも若干の違和感を抱いておりましたので、今般、改正に応じ性能規定化していただくことにつきましては、現場といたしましても運用しやすくなりますので、ぜひ進めていただければと思えます。

また、同じく資料1の7ページ目にありますコンビ則区域指定につきましても、コンビ則が昭和50年の制定当時から製造事業所の立地状況がかなり変化しておりまして、現状に即した区域指定の見直しをしていただくことは、保安法の事務を行っている自治体といたしましても大変ありがたいと思っております。

以上でございます。

○辻委員長 ありがとうございます。今の御発言でコメント等ございますでしょうか。

○牟田室長 承知しました。事務局でございます。

御指摘の点、現場の運用に40℃の規定につきまして、現場の運用に即したものになっているということ、またコンビ区域の見直しについても、現状に即したものになるというコメントを頂きまして、ありがとうございます。

現場からの声は、本省としても非常に重要なコメントと思っておりますので、引き続き自治体の皆様の声をうまく拾いながら、制度整備に努めていきたいと思っております。貴重な御意見ありがとうございます。

○辻委員長 そのほか中条委員の御意見に対しましてございますでしょうか。

ないようでしたら、会場からですが、加藤委員に御発言をお願いします。

○加藤委員 ありがとうございます。高圧ガス保安協会の加藤でございます。

私どもは、法に基づく自主保安の中核機関でございますので、その立場から3点ほど申し上げさせていただきたいと思います。

まず1点目でございますけれども、今、中条様から御指摘がありました容器の温度制限値の取扱いに関してでございます。今般、この方向で40℃という値自体、基準上規定されなくなるということになりますけれども、こうしますと対策実施上のKPIが見えなくなっていることになるということでございます。

昨今問題になりますのが気候変動の大きな影響でございます。そうしますと、例えばコンクリートの輻射熱対策をはじめとして、容器圧力をコントロールする上で実行すべき対策の例示につきましても、足下の環境変化に即応したより丁寧なものも御検討いただくのも一案ではないかなと思いますので、その点申し述べたいと思います。

それから2点目でございますけれども、6ページにあります免状のプラ化でございます。まさに時代進化の流れに沿った措置でございますので、適切なものと僭越ながら思うわけでありませぬ。

ただ、これはカードですので、免状だけではありませんけれども、様々な類似のカードに共通しますが、機能向上のための拡張性の問題も将来的には出てくると思いますので、私どもこれに関連する者として引き続き制度の運用に当たりましてこの辺り留意してまいりたいと考えてございます。

3点目でございますけれども、資料2の事故の関係でございます。私どもも悩みながら事故については目にしているわけでございますが、保安領域こそEDP、エビデンス・ベースド・ポリシーの観点がすごく重要ではないかと思っております。

事故に関しましても、量的、あるいは質的の側面から、例えばプラントの構成要素の老朽化の程度でありますとか取扱いされていますガスの物性、取扱条件みたいなものの違いといったものを意識した状況分析でありますとか課題の抽出をどのようなエビデンスに基づいて行っていくのか。特にリスクベースに立脚した予防保全に力点を置いた自主保安の観点が大切な視点になってくるのではないかと考えますので、統計をどう取るか難しい問題が内包されるのだと思いますけれども、そういう意味でコメントだけで恐縮でございますが、申し上げた次第でございます。ありがとうございました。

○辻委員長 ありがとうございます。ただいま3点ほどコメント、御意見を頂戴いたし

ました。これにつきまして御意見とコメントもしございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。事務局からお願いします。

○牟田室長　事務局から回答申し上げたいと思います。貴重な御意見どうもありがとうございます。

まさに温度管理の性能規定化、また免状のプラスチックカード化につきまして、気候変動でございましたりデジタル技術の進展という足元の環境変化、また時代の大きな変化を踏まえて対応していく必要性につきまして御指摘いただいたと承知してございます。指摘をしっかりと受け止めさせていただきまして、今後の施策の実行や制度設計に生かしていきたいと考えてございます。

また、事故分析の御提案、特にE B P、エビデンスをしっかりと活用しての施策検討という御指摘はまさにおっしゃるとおりと思っております。国といたしましても事故のデータベースを分析しまして、自治体や事業者の施策、取組に役立てていきたいと思っております。

具体的に我々も少しずつやり始めていると思っております。前回12月の高圧小委では冷凍事業所の事故分析結果を報告させていただきましたし、また今回は夏場の液化炭酸ガス容器の漏えい事故の分析結果を御報告させていただいたところでございます。KHKの専門家の知見も活用させていただきながら、今後もこうした情報提供を行っていききたいと考えてございます。

○辻委員長　コメントありがとうございます。ほかに加藤委員の御発言に対しまして何かございますでしょうか。

ないようでしたら、そのほか委員の皆様、御意見等ございますでしょうか。リモートで御参加の方いかがでしょうか。それでは、リモートで御参加の岡崎委員、お願いします。

○岡崎委員　大変詳細な御説明ありがとうございます。特に事故の色々な解析などは、将来の経年劣化の状況を予測していく上で非常に重要なデータかなと思ひまして、大変勉強になりました。

一方で、こういう解析というのは消防庁などでも実際に実施されている事故調査みたいなものもあると思うのですが、そういったものとの情報交換とか相互交流みたいなものもされているという理解でよろしいでしょうか。

○辻委員長　御意見ありがとうございます。事務局から。

○牟田室長　事務局でございます。まさに消防庁との連携、さらに労安法も関係します

ので、厚労省の連携、特にコンビナートに係る保安関係の規制となりますと、消防法、労安法、高圧法とありますので、経産省、消防庁、厚労省の連携が重要だと思ってございまして、我々事務局サイドでも定期的に3省庁での情報交換はしているところでございますので、引き続きそういった取組を続けていきたいと思っております。

○岡崎委員 どうもありがとうございました。

○辻委員長 そのほか委員の皆様、御意見、コメント等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次は議題の3番目です。2つ御説明いただきたいと思います。まず議題3「民間規格評価機関の評価について」、それから議題の4番目、「認定高度保安実施者制度の認定状況及び来年度の認定スケジュールについて」に関しまして、資料3、資料4に基づき、事務局から説明をお願いします。

○牟田室長 承知いたしました。それでは、御説明させていただきます。

まず、資料3に基づきまして、議題3について御説明申し上げます。「民間規格評価機関の評価について」でございます。

まず、民間規格評価機関の制度について簡単に御説明させていただきたいと思います。民間規格評価機関の制度のプロセスをこちらの表に書いてございますが、まず上の段、規格を作成する団体が規格等の評価依頼を評価機関に行います。そうしますと、評価機関が委員会を開いて技術的な評価をいたします。そうしまして、技術評価書を作成いたします。それを意見公募、パブコメをやっていただきまして、その後プロセス全体の評価を行う委員会をやっていただきます。そうしまして、全体評価書というものを取りまとめていただきまして、民間規格の承認、公表をしていただく。また、有識者等による外部評価をやっていただくとなっております。こちらが真ん中の欄でございます。

一番下の段、国の役割でございますが、こういった一連のプロセスにつきまして、委員会に立会いをしまして、確認をする。右端にございますとおり、高圧小委に報告するというプロセスとなっております。

1枚スライドを戻っていただきまして、令和7年度のプロセスでございます。こちらのページ、左下に具体的な日程を書いてございまして、令和7年度はまず5月に技術的な評価を行う委員会が始まりまして、9月から10月にパブリックコメントをさせていただきます。そうしまして、2月にプロセス全体の評価の委員会、2月6日に民間規格の承認がさせていただきます。また、3月2日に外部有識者による委員会も行われたとなっております。

また、右下、規格の周知活動もされてございまして、11月にやったとなっております。

こういった令和7年度の一連のプロセスにつきまして、今回確認結果を御報告させていただくというものでございます。

スライドを飛んでいただきまして、6ページ目をお願いいたします。こちらが今回の確認結果でございます。赤線を引いてございまして、令和7年度の活動につきまして、国の内規に基づく民間規格評価機関の要件に則りまして、適切に運用されているということを確認いたしました。

各要件の確認状況は次のスライドから続くのですが、まずこのスライドに1つ例として載せてございます。左側に要件を書いております、評価プロセスの要件、特に評価書の取りまとめについての要件でございまして、具体的には項目上の対応が取れていること、具体的な手法や仕様が示されていること、規格体系として成立すること、最新知見を参照、考慮していること、また規格の改定プロセスの公平性、公正性、公開性を確認しなければならないとなっております。

こういった要件を踏まえまして今回の経産省の確認内容が右端、赤枠のところでありまして、経産省の確認内容の結果といたしましては、今回の技術評価書において要件の求める項目について評価し、結果を取りまとめていることを確認したとさせていただきます。

今回のプロセスを見てもとみると、海外規格の要素を取り入れた民間規格の確認・評価を的確に行ったという点につきましては、民間規格等を迅速かつ機動的に保安検査の方法に位置づけるという点で、本制度の趣旨に合った対応と確認してございます。また、規格の周知、広報活動が実施されていることを確認したところでございます。こういった形で、各項目について今回確認させていただきました。

次のページをお願いいたします。次のページから各項目の確認結果でございます。そもそも組織をしっかり立ち上げているかどうか等、昨年度と共通するところも多くございますので、説明はごく簡単にさせていただきたいと思っております。

まず、こちらのページ、一般要求事項としまして、方針手順が差別的であってはならない等の要件でございまして、これは確認してございます。

次10ページをお願いいたします。組織でございまして、評価体制を構築するということ、また公式な規則を持たなければならないこと等が規定されてございまして、こちら確認してございます。

12ページをお願いいたします。引き続き組織でございまして、委員会の人員構成でございます。これにつきましても確認してございます。

次14ページをお願いいたします。こちらも引き続き組織でございまして、情報開示、情報公開関係でございまして、こちらも確認してございます。

次16ページでございます。審議を非公開とする場合の手続、理由を明示しなければならないというものでございまして、これも確認してございます。

次18ページでございます。評価プロセスでございまして、評価プロセスには関係者がプロセスへの参加が認められなければならないといったことや金銭的な制約を設けてはならない等々でございます。こちらについても確認してございます。

次20ページ、引き続き評価プロセスでございまして、異議申立ての処理手順でございまして、これも確認してございます。

次22ページでございまして、評価プロセスについて手順を文書で定めなければならないというものでございまして、こちらも確認してございます。

次24ページ目、評価書の取りまとめでございまして、冒頭に例として申し上げた要件でございまして、先ほど申し上げたとおり確認してございます。

次27ページ目でございます。こちら業務計画の公表でございまして、こちらも確認してございます。

次29ページ目、評価プロセスのパブコメ関係でございまして、ここにつきましては経産省のパブコメ案の共有方法につきまして、形式的な不備がございましたので、そこについて今後の改善を経産省から指導してございます。その旨確認内容に記載させていただいてございます。

それ以外のところにつきましては、特に問題なく確認してございます。

次31ページ目でございます。承認した規格の公開でございまして、こちらも確認してございます。

次33ページ目、問合せの体制でございまして、こちらも確認してございます。

次35ページ目でございまして、規格を5年に一回改正、廃止、また確認をする等や記録の管理等でございまして、こちらも確認してございます。

最後、37ページ目が国による確認でございまして、私自身、評価機関の各委員会に出席させていただきまして、立会いをしたというところでもございまして、確認したというところでもございます。

以上が資料3でございます。

続きまして、資料4をお願いいたします。認定高度保安実施者制度の認定状況と来年度の認定スケジュールでございます。

1枚おめくりください。こちら今足元の認定実績でございます、令和6年度に新しい認定制度、認定高度保安実施者制度を始めたところでございますが、合計23件の認定が完了してございます。昨年度、今年度と着実に件数が増えてきているところでございます。

1枚ページ目をおめくりいただきますと、全国の立地を示したものでございまして、赤色、青色が新しい認定制度、緑、黒が従来の制度のものでございまして、まだ過半数にまだにはいってございませんが、赤と青、新しい認定制度の事業所が多くなってきているところでございます。

次3ページ目でございますが、来年度の認定のスケジュールでございまして、四半期に分けて認定をやっていくという実務を回してございます。来年度、こういうスケジュールでやっていくことを考えてございますので、事業所の皆様におかれましては御参考にしていただければと思っております。

最後の4ページ目でございます、改めての御紹介でございますが、新認定制度と旧認定制度の移行機関の位置づけでございまして、今年、令和8年12月20日までは旧認定の申請を受け付けてございます。それを越えると、今年の12月21日以降は新たな受け付けは旧認定はできずに、新認定のみになるとなっております。こういった形で円滑に新しい認定制度に移行していきたいと思っております。

資料4の説明は以上でございます。

○辻委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの資料3、資料4の説明につきまして御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。それでは、オンラインで御参加の岡崎委員、御発言をお願いします。

○岡崎委員 御説明どうもありがとうございました。内容に関しては理解できましたので全く問題ないのです。今現在、認定制度のほう、四半期に分けて実施されているということなのですけれども、どこかの時期に申請がかなり集中するようなことはありますでしょうか。些細な質問で恐縮なのですけれども、傾向としてあるのかということと、四半期ぐらいの分け方でちょうどいいのかということをご教えていただければと思います。

○辻委員長 ありがとうございます。そうしましたら事務局からお願いします。

○牟田室長 事務局でございます。申請の偏りでございますが、事業者さんとしまして

は、認定の更新のタイミングで申請がありますので、若干の偏りは発生してございます。そういった偏りも更新時期という点では、我々もある程度予測がつきますので、申請が多そうなタイミングにつきましては、事前に十分に準備して対応するよう、工夫しながら対処しているところでございます。

また、もう一つの実務を四半期に分けているというのは、まさに申請が少し集中したりというタイミングもある可能性がありますので、そういうときにある程度まとめて事務手続を進めたほうが円滑に進められるということもございますので、四半期に分けてどの船に乗せて事務手続を進めていくのかといった形で事業者の皆様にも周知して、お互い合理的に手続を進めていきたいと思っているところでございます。

○岡崎委員　ありがとうございます。表の中で現地調査というか現地のあれがありましたけれども、これは1件当たり大体どれぐらいの期間かかるのでしょうか。

○牟田室長　事務局でございます。A認定が3日間、B認定が2日間現地検査をしております。

○岡崎委員　分かりました。これが過密になってパンクするということは現時点ではないということですね。ありがとうございます。

○辻委員長　御意見ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。——それでは、議題の3、4については以上とさせていただきます。

それでは、続きまして議題の5番目です。「産業保安を巡る環境を見据えた中長期的な安全確保に向けて」に関しまして、資料5に基づき事務局から御説明をお願いします。

○牟田室長　承知いたしました。資料5につきまして御説明申し上げます。

「産業保安を巡る環境変化を見据えた中長期的な安全確保に向けて」、高压ガス分野でございまして、ページをめくっていただきまして3ページをお願いいたします。こちらは昨年、令和7年の保安・消費生活製品安全分科会、まさに高压ガス小委員会の親委員会の分科会でございまして、こちらの資料でございます。

昨年3月に議論をしたものでございまして、我が国が直面する環境変化としまして、産業面という点ではDX（デジタルトランスフォーメーション）、GX（グリーントランスフォーメーション）、そして経済安全保障の大きな3つの要素が産業の形態を大きく変えつつあると。高压ガスについて言えば、特に水素、アンモニアの導入というものは、高压ガス保安法の在り方や運用に大きく影響すると思っているところでございます。

また、高压ガス以外の分野、例えば電力とか都市ガスも産業保安・安全グループでやっ

ているところでございますが、そういった分野でもDX、GX、経済安保が大きく影響するということで、こういう議論をさせていただくものでございます。

もう一つの大きな変化が2番目の人口構造の変化でございます。既に今足元で人手不足が大きな課題となっておりますが、今後の大きなトレンドとして人口が減少していくと見込まれるところでございます。こういった2つの課題につきまして、産業保安としてどう対応していくべきかという議論をこの1年間してきたところでございまして、その状況の御報告でございます。

次のページお願いいたします。今回こういう問題意識の下、産業保安実態調査ということで、我々事務局でアンケートやヒアリングの調査をいたしました。対象は、高圧ガス分野だけでなく、電力、都市ガス等、広く我々産業保安・安全グループの担当分野で実施したものでございます。内容としましては、中長期的な人材確保の見通しや、保安技術の導入により期待される効果を聞いたものでございます。

その調査結果を踏まえまして、まず保安人材の人数の推計をやりました。今、人手不足となっておりますが、こういう状況が2040年、約15年後にどうなるか、改善するのか、どうなのかというところは、こういった推計によって考えていたものでございます。

その結果が左下でございまして、高圧ガス分野につきましては、サンプルの限界がございまして、石油石化プラントとLPガス充填所、また産業ガス業界の3つの合計でございまして、本当に裾野の広い高圧ガスの関係者全員の推計とまではなっていないのですが、この3つの分野について推計いたしますと、現況と2040年で大きく状況は改善しない。2040年の需要と供給を見ますと、供給が若干少ないということで、需要を満たすだけの供給は見込めない。つまり、今足元で指摘されているような人手不足が今後の15年、改善するようなことは見込まれないだろうという結果が出てきたところでございます。

こういう結果を踏まえて、今後の産業保安、高圧ガス保安の施策を考えていく必要があると思っているところでございます。

次のページお願いいたします。実態調査の概要でございまして、高圧ガス関係ですと300件弱の御回答、実施時期は12月後半に実施してございます。また、ここにございませぬ関連の業界団体各社さんに御協力いただきました。本日、オブザーバーで御参加いただいている団体さんが多くございますが、御協力ありがとうございました。

次のページお願いいたします。こちらはその調査結果でございます。まず、人材関係、左下、新卒採用者の計画達成の状況でございます。全体平均しますと大体25%の計画達

成率ということで、4社に1社しか計画どおりに新卒を採れていないという結果となっております。また、興味深いのが企業規模別に見ますと、従業員1,000人超の企業では70%の企業が計画どおりとなっているのですが、100人以下の企業については15%の企業しか計画達成となっていないということで、企業規模による採用の状況の違いが鮮明となっております。

真ん中のグラフは自己都合離職者の状況でございまして、こういった年代の自己都合退職者が目立つかということを知ったところ、4割弱の回答者が29歳以下ということで、若手の自己都合離職が目立っていると思っております。

右のところは、若手離職者の離職要因でございまして、業務内容、ワーク・ライフ・バランス、キャリア展望といったものが回答の中で多くなっております。

次のページお願いいたします。次に、設備、技術の関連について聞いたものでございます。左下2つ円グラフがございまして、これは、産業保安業務の技術革新に向けまして、設備投資と研究開発投資の不足感について聞いたものでございまして、赤枠で囲んでいる回答者が不足感を感じているという回答者でございまして、そうしますと、左側、設備投資、右側、研究開発、いずれも約半分の回答者が何らかの不足感を感じているというところでございました。

右側の棒グラフでございまして、そういった中でデジタル技術の導入、活用に当たっての課題を知ったものでございまして、多く挙げられましたのが費用対効果が分からないため投資判断できないということ。また、こういった技術を導入すればいいか分からない、導入しても扱える人材がないという回答が多かったという状況でございました。

次8ページ目でございます。デジタル技術の内訳を書いたものでございまして、上の段のものほど導入率が高いものでございます。グレーのバーが全体平均、黄緑が企業規模の大きい企業、濃い緑が小さい企業でございます。

全体平均をみますと、電子化、ペーパーレス化は半分超が導入してございます。また、センサーの遠隔監視等も4割の企業が何らかの形で導入。ただ、ドローンやロボット、AIによる異常予兆検知となりますと、全体平均では導入率は20%未満となっております。

また、非常に興味深いのが、企業規模によって大きく割合が異なっております。黄緑色の1,000人超の企業では、ドローン、ロボットやAIの半分超の企業が何らかの形で導入している一方で、企業規模が小さいところだとそういったところの導入が少な

くなっているということで、企業規模による差というものが顕著に見えてきたものでございます。

次のページお願いいたします。こちらは企業規模とも関連深いものでございますが、業種別に見たところ、左側、石油石化プラントでは、概ね各デジタル技術の導入率が高い一方で、真ん中、LPガスの充填所では非常に低い割合で、右側はコールドエバポレータの事業所ですが、中程度となっているという傾向でございました。

先ほどの企業規模とも関係すると思いますが、石油石化プラントは、業種上、また企業規模上もこういった技術の導入が進みやすい、あるいは進められる状況にあるものの、ガス充填所ではそういった環境となっていないということがここで見て取れると思っております。

次のページお願いいたします。では、今後につきまして、目指している今後のデジタル技術でございます。左側4つが定型的な業務、右側3つが非定型な業務でございます、緑のパイが今後デジタル技術の役割が中心になっていると回答したものでございまして、緑のパイが目立つのは左側、典型的な業務で目立っております。

例えば計器類の数値読み取りは、半分超がデジタル技術が今後中心だという回答。また、定型的な書類作成の4分の1程度の回答者がデジタル技術が中心となっております。

他方、右側、非定型でございますと、緑のパイはほとんどなく、トラブル対応や長期的な計画策定といったものでは、緑のパイではなく青、人が中心、灰色、デジタルと人の協働をやっていきたいという回答結果となっております。

次のページお願いいたします。こうした調査結果を踏まえつつ、我々のほうで高压ガス保安としまして、目指すべき方向性、またその方向性を踏まえた中長期的課題というものを整理いたしました。

まず初めの3行が考えてございます目指すべき方向性でございまして、人材・技術・設備への適切な投資を促進するとともに、制度を含めた環境整備に取り組むことにより、保安レベルが維持・高度化されまして、安定操業を通じて原資を得て、さらなる投資につなげている。そういう好循環の実現を目指すべきではないか。好循環の実現というものが目指すべき保安の方向性として考えているところでございます。

その上でこれに当たっての中長期的課題が下の青いところでございまして、まず人材課題の1つ目の事業者の課題という点では、保安管理体制の要となる人材の確保ということが課題。

2つ目のところが規制当局側としましても、審査や検査に対応できる人材を確保していくことが課題。

3番目からが設備、技術の課題でございまして、定常時の運転管理技術の高度化。アンケートで費用対効果が分からないといった回答がございましたが、そういった課題を克服しながら、定常時の運転管理技術の高度化が課題ではないかと思っております。

4番目は非定常の技術の高度化。アンケートで非定常はまだまだデジタルというよりは、人とデジタルの協働という回答が多かったところでございますが、非定常の高度化、技術導入も重要だと思っております。ここは、大手企業も含めて課題と認識しております。

また、非定常という点では、高圧法の中でも重要な位置を占めます容器検査も非定常の1つということかと思っております、これのDX導入等も課題と思っております。

5番目がGXにおける新たな設備等への対応。水素、アンモニアへの対応もございまして、またコンビナートの再構築、エネルギー系のスタートアップの企業もございまして。これらへの対応も課題と思っております。

最後6、7が制度課題でございまして、6はテクノロジーの進化を踏まえた認定制度の在り方でございます。テクノロジーの進化、特にAIが本当にものすごいスピードで進化しております。そういった中で、認定要件としてテクノロジーの活用を求めてございまして、どのようにこれを運用していくのか、事業者の予見可能性をしっかりと確保しながら、テクノロジーの活用、運用の高度化は、課題として認識しなければいけないと思っております。

7番目が持続可能な法令執行でございまして、規制当局サイドの持続可能な執行体系、体制をどう構築しているかということが課題と思っております。

次のページお願いいたします。こういった課題を踏まえた取組例の整理をさせていただきました。課題に一つ一つ対応しているものでございますが、まず人材としましては、人材を確保できる事業環境を促進するということに加えまして、そもそも保安管理体制や保安検査の在り方も検討、見直しをするということも重要だと思っております。

また、直近のところでは免状制度や講習制度の利便性向上、まさに免状のプラスチックカード化、先ほど御説明いたしました、そういった利便性向上も重要だと思っております。

次の技術につきましては、先ほど申し上げた認定制度におけるAI等の最新技術を踏まえた審査、運用の在り方、高度化の在り方を検討する必要があると思っておりますし、

また最新技術の導入については、そういった技術導入を促す制度設計をするということと、実際に事業者がそれを実装していくという好循環を実現していくことが重要ではないかといったことをやっていかなければいけない。

また、技術導入の事例集などをつくって周知していくことも有効だと思っておりますし、事業所や自治体の執行のデジタル化、現場ではまだまだ紙文化が残っておりますので、合理化を図っていく。そして、先ほども申し上げました容器検査のDX化、高度化といったことが技術面の今後の取組例と思っております。

次の設備や事業者の多様化への対応というところは、まさにDXとつながるところでございますし、水素、アンモニア、スタートアップといったところへの対応と思っております。

最後の時代の変化に応じた公的機関の役割の再設計は、規制当局側の持続可能な執行体系、体制の在り方を検討していかなければいけませんし、国と自治体の連携、先ほどの他省庁との連携について御意見いただきましたが、こういった国の中での連携、また自治体との連携が重要だと思っております。

最後のところは、国内外の事故情報や海外の規格策定状況といった収集、分析の高度化、いわゆるインテリジェンス機能を高めていくということも必要な取組と思っておりますし、今回こういった形で事務局としまして今後の課題ややっていきたいことを整理させていただきましたが、この機会に委員の皆様から御意見等頂ければと思ったところでございます。

事務局からは以上でございます。

○辻委員長 ありがとうございます。それでは、ただいまの資料5の説明につきまして御意見、御質問等頂ければと思います。いかがでしょうか。

それでは、リモートで御参加の中条委員、御発言をお願いします。

○中条委員 三重県の中条でございます。丁寧な御説明ありがとうございました。私からは、資料5の13ページ目にあります時代の変化に応じた公的機関の役割の再設計について、若干お願いしたいことがございます。

自治体の職員数というのは、改めて申し上げるまでもなく減少しています。今後とも日本では生産年齢人口が減少し、民間だけでなく自治体においても経営資源が大きく制約されることとなります。特に大都市圏以外の自治体において、それがより顕著になるのではないかと考えております。

先ほど御説明いただきましたとおり、高圧ガス保安法に関する業務はますます高度化していくこととなりますが、現行の法体系を維持したままで、今後も自治体が継続して高圧ガス保安法等の保安に関する業務を適切に執行できるのか少々危惧を抱いております。

そう遠くない将来を考えますと、高圧ガス保安法における自治体の役割を再定義していただく必要があるのではないかと思います。30年前に高圧ガス取締法から高圧ガス保安法への大きな改正を行いました。それと同じぐらいかそれ以上の制度変更も考えていただく必要があるのかもしれない。

これはすぐに答えが出ることではございませんが、目指すべき保安の方向性を今後御検討いただく際には、自治体の将来像も頭の片隅に置いていただければ幸いです。

私からは以上でございます。

○辻委員長　大変切実な御意見を頂戴しましたが、ここに関して事務局からございますでしょうか。

それでは、ただいまの中条委員の意見に関連して、何か御発言があれば先に伺いたいと思います。それでは、会場で加藤委員、御発言をお願いします。

○加藤委員　コメントありがとうございます。高圧ガス保安協会の加藤でございます。非常にチャレンジングな課題ですので、ぜひ引き続き議論を深めていただくようお願いを申し上げたいと思います。

その上でございますけれども、まず資料5にございますが、12ページ、13ページに目指すべき保安の方向性、中長期的課題、中長期的な取組の記載がございます。これは、少子高齢化に伴う生産年齢の人口、さらにはDXとかGXの進展、地政学的なリスクの高まりに応じた新しい高圧ガスの利活用といった様々な時代変化に応じて対応していくということでございますので、極めて重要な課題だと基本的を感じているところでございます。

こうした中で、2040年の保安体制を考えていくということでございますので、今、中条委員からもございましたけれども、従来の取組とか枠組みの延長では対応できない場合も様々想定されるのではないかと考えております。従いまして、聖域を設けずに、あるいは固定概念にとらわれないダイナミックな整備が必要かと思っております。

最初にEBPという話を申し上げました。それに関連して言いますと、例えば資料4ページに保安人材の需給バランスの図が出ています。先ほど中条委員から自治体、つまり規制運用側の論点とおっしゃったのですけれども、自主保安を推進する立場からいって△500ということですので、需給上は1%程度中長期的に需給ギャップが生じるとい

うことなのですが、この数字の取扱いも必ず回答意思が入ってきます。そのため、多めに回答したいと思われる方とそうでない場合と両方あります。

それから、AIのインパクトをどうするか、海外との競争条件をどのように捉えるか、水素、アンモニア等新しい領域がいろいろ出てきますので、そういった領域の追随性をどう考えるかといった初期条件の設定によっては、この回答は相当幅が出てくるということですので、そういう観点をしっかり押さえて、EBPの視点から整理していくということだと捉えています。

私どもKHKにつきましても、自身の業務として長期的な保安体制の在り方について、内々検討を始めています。言ってみれば、様々な変化に対応した保安制度に関するストレスみたいなものをやり始めているということですのでございます。課題の本質を捉えて、抜本的な対策を検討するということは、産学官を通じまして大きな課題だと私どもとしても認識しているからそういうことをしているわけですのでございます。

いずれにしても、時代とか社会環境が大きく変化する状況にある訳ですが、安全規制の在り方が立地競争力の一要素になってきていると。水素、アンモニアも含めて思いますし、間違っても高圧ガスに係る保安制度が制度疲労に陥って自主保安が形骸化することになりませんように、私どもとしても今申し上げました取組を含めまして、様々な取組をさらに進めてまいりたいと考えておりますので、適宜関係する行政の皆様を含めて情報共有させていただきながら、私どもとしてできる貢献をしてまいりたいと考えておりますので、この点コメントまで申し上げさせていただきました。ありがとうございました。

○辻委員長　ただいまの御発言に関連して何か御意見やコメントございましたらお願いしたいと思いますが。

ほかに委員の方で御発言ございますでしょうか。それでは、事務局から御発言お願いします。

○牟田室長　承知いたしました。中条委員、加藤委員から貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございます。環境変化に伴う中長期的な安全確保に向けてということで、事務局として様々な試行錯誤の中、本当に貴重な意見を頂いたと思っております。

中条委員からは、自治体の将来像をしっかりと考えてほしいという御指摘はおっしゃるとおりだと感じたところでございます。また、加藤委員から聖域を設けず、ダイナミックに検討すべきであるし、課題の本質を捉え抜本的な対策を検討ということで、中条委員、加藤委員共、現状に危機感を持って対処されているということは非常に実感したところで

ございます。いずれの御意見につきましても、今後の政策検討に向けて参考にさせていただきたいと思っております。

事務局からは以上でございます。

○辻委員長　ほかに委員の形で何か御発言希望される方はいらっしゃいますか。ないようでしたら、次の議題に移りたいと思います。

次は議題の6番目、「産業保安に関する自主行動計画のフォローアップ」となっておりますが、配付のみとのことですので、議題の7番目、その他に関しまして、事務局より何かございますでしょうか。

○牟田室長　今回は、特にその他で付け加えることはございません。

○辻委員長　ありがとうございました。そうしますと、本日の議題は以上となります。

それでは、最後に保安政策課の田岡課長より一言お願いできればと思います。

○田岡課長　ありがとうございます。本日はお忙しい中、委員の皆様には幾つかの議題を議論させていただきましたけれども、貴重な御意見を賜りました。誠にありがとうございます。

1つ目の制度整備、運用見直し等の関係につきましては、今回は4つほど大きな議題、見直しの方向性を示させていただきましたけれども、特に40℃の充填容器の話についても現状に即した形ということで、今後運用しやすくなるという前向きなお言葉も頂きましたし、一方でKPIが見えなくなるということで、実際にどのようにやっていけばいいかという具体例を示すことも必要ではないかという御意見も頂きました。この辺りもしっかり受け止めて、関係者と御相談させていただきながら、進めさせていただければと思っております。

それから、免状のプラスチックの話につきましても、今後、デジタルの時代ですから、機能向上の拡張性もあると思います。この辺りも高圧ガス保安協会さんとも御相談しながら進めていければと思います。

それから、2つ目の事故の状況報告を1年に一度ということでもとめさせていただきました。前年に比べれば、事故件数や人身事故なども減少しておりますけれども、事故につきましては御意見、消防庁など関係省庁ともしっかりと連携してやっていくべきだという御意見も頂きましたので、消防庁や厚生労働省などとも共に共有しながら、しっかりやってまいればと思っております。

それから、民間規格評価機関の評価、それから高圧分野における産業保安を巡る環境変

化を見据えた中長期的な安全確保についても議論させていただきました。特に中長期的な安全確保につきましては、今回議論のキックオフということで、これについては人材、技術、設備、それから制度の問題、様々連動してくると思います。

こちらにつきましては、今後、この場でしっかり議論を続けさせていただいて、中長期的な視点でいろいろな社会環境の変化がありますので、今のままでは自治体の体制として維持するのが難しいのではないかというお声ですとか、制度疲労になってはならないという話もございました。この辺りも踏まえてまいりたいと思いますし、国、自治体、そして高圧ガス保安協会さん、試験機関さん、産業界の皆様、産業保安に関するコミュニティーとかエコシステムがしっかりと中長期的に日本の産業保安の維持、高度化に向けてしっかり機能していけるように議論していければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この議題については、本日は高圧ガス小委員会でやらせていただきましたけれども、後日、電気とかガスの分野ですとかございますので、親委員会の保安分科会でもほかの分野も含めて議論させていただければと思います。それを踏まえて改めて次年度以降、高圧小委のこの場でも議論を深めさせていただければと思っております。

本日の御意見も踏まえ、規程の改正や施策の運用について着実に進めてまいりたいと思っております。今後とも関係機関と連携し、高圧ガス保安の向上に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様、御協力のほどお願い申し上げます。

私から以上です。

○辻委員長　　ありがとうございました。それでは、そのほか事務局から連絡事項等ございますでしょうか。

○牟田室長　　事務連絡でございますが、本日の議事録は、委員の皆様にご確認いただいた後に公開することを予定しております。追って事務局より確認依頼をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

○辻委員長　　それでは、本日も委員の皆様、活発な御議論をいただき、ありがとうございました。以上をもちまして本日の会議を終了いたします。

——了——